

## 幼稚園教諭免許状取得

(幼C) 短期大学士の学位等を有し、二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

【根拠規定】 教育職員免許法別表第3 (上級免許状の取得)

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち									
幼稚園教諭 一種免許状	幼稚園教諭 二種免許状	良好な成績の実務年数	5	6	7	8	9	10	11	12	
		修得を要する単位数	45	40	35	30	25	20	15	10	

<修得単位の内訳> 幼稚園教諭一種

在職 年数	領域に関する専門的事項 に関する科目		保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独 自に設定 する科目	総単 位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
5	健康、人間関係、環 境、言葉及び表現の 領域に関する専門的 事項を含む科目のう ち1以上の科目につ いて修得	4	・第2欄：保育内容の指導法 ・第3欄 ・第4欄 ・第5欄（教育実習を除く。） *上記のうち、第3欄を含め3以 上の欄にわたって修得	20	6	45
6	5年の項に同じ	4	5年の項に同じ	18	5	40
7	5年の項に同じ	3	5年の項に同じ	16	5	35
8	5年の項に同じ	3	5年の項に同じ	14	4	30
9	5年の項に同じ	2	8年の項に同じ	13	4	25
10	5年の項に同じ	2	8年の項に同じ	11	3	20
11	5年の項に同じ	1	・第2欄：保育内容の指導法 ・第3欄 ・第4欄 *上記のうち、第3欄を含め2以 上の欄にわたって修得	9	3	15
12	5年の項に同じ	1	11年の項に同じ	7	2	10

備考① この表における単位の修得方法は、「領域に関する専門的事項に関する科目」の欄、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄とは、教育職員免許法施行規則第2条第1項の表第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄に掲げる科目をいい、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

備考③ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

※「領域に関する専門的事項に関する科目」とは（教育職員免許法施行規則第2条表備考第1号）

第2条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

※「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」とは

第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
第5欄	教育実践に関する科目	教職実践演習

(教育職員免許法施行規則第2条第1項の表)